

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 3 月 16 日
(下線部分変更)

新	旧
(取引についての顧客への説明) 第 19 条 協会員は、グリーンシート銘柄等の取引を行う顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。以下この条及び第 22 条において同じ。）に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項に併せてグリーンシート銘柄等の性格、取引の仕組み、当該協会員におけるグリーンシート銘柄等の取引方法、グリーンシート銘柄等に関する情報の周知方法、グリーンシート銘柄等への投資に当たってのリスク等について記載した契約締結前交付書面（同項に規定する書面をいう。）を同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。 2 (現行どおり) (募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘) 第 21 条 (現行どおり) 2 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しないグリーンシート銘柄等の募集、売出し、<u>私募若しくは私売出し（金商法第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）</u>の取扱い又は<u>売出し若しくは私売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）</u>を行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 2 条第 4 号に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄等の証券情報を企業内容等の開示に関する内閣府令又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書（前章の報告の内容を記した書面がある場合は、当該書面を含む。以下この項において同じ。）を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機	(取引についての顧客への説明) 第 19 条 協会員は、グリーンシート銘柄等の取引を行う顧客（特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。以下この条及び第 22 条において同じ。）に対し、金商法第 37 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項に併せてグリーンシート銘柄等の性格、取引の仕組み、当該協会員におけるグリーンシート銘柄等の取引方法、グリーンシート銘柄等に関する情報の周知方法、グリーンシート銘柄等への投資に当たってのリスク等について記載した契約締結前交付書面（同項に規定する書面をいう。）を同条に定めるところにより交付し、これらについて十分に説明しなければならない。 2 (省 略) (募集等の取扱い等を行う場合の投資勧誘) 第 21 条 (省 略) 2 取扱会員等及び当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員は、金商法第 13 条及び第 15 条第 2 項の規定による目論見書の作成及び交付を要しないグリーンシート銘柄等の募集、売出し（<u>売出しに相当するものを含む。以下この項において同じ。）</u>又は<u>私募（以下「募集等」という。）</u>の取扱い又は<u>売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）</u>を行うに際しては、顧客に対し、有価証券報告書又は第 2 条第 4 号に規定する記載内容に加え、当該募集等を行う当該グリーンシート銘柄等の証券情報を企業内容等の開示に関する内閣府令又は特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に定める有価証券届出書の「証券情報」の記載事項に準拠して追記した会社内容説明書（前章の報告の内容を記した書面がある場合は、当該書面を含む。以下この項において同じ。）を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。ただし、適格機関投資家に対する投資勧誘においては、この限りでない。

新	旧
関投資家に対する投資勧誘においては、この限りでない。 (制度負担金) 第 42 条 (現行どおり) 2 前項ただし書の場合において、取扱会員(代表取扱会員を定めている場合においては、当該代表取扱会員)は、グリーンシート銘柄等の発行会社に対し、制度負担金を納入するよう責任を持って指導しなければならない。 付 則 1 この改正は、平成 22 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。 2 この改正の改正後の第 21 条第 2 項の規定は、施行日以後に開始する投資勧誘について適用し、施行日前に開始した投資勧誘については、なお従前の例による。	(制度負担金) 第 42 条 (省 略) 2 前項ただし書きの場合において、取扱会員(代表取扱会員を定めている場合においては、当該代表取扱会員)は、グリーンシート銘柄等の発行会社に対し、制度負担金を納入するよう責任を持って指導しなければならない。